

ショートステイ光楽苑 料金表

令和8年6月1日改定

事業所番号	2372602579
-------	------------

【介護保険サービス】

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	529単位/日	656単位/日	704単位/日	772単位/日	847単位/日	918単位/日	987単位/日
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位/日						
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18単位/日						
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	合計単位×17.6%						
介護保険自己負担分(1割)	659円	811円	890円	972円	1061円	1147円	1229円
介護保険自己負担分(2割)	1318円	1621円	1780円	1943円	2122円	2293円	2457円
介護保険自己負担分(3割)	1977円	2432円	2670円	2914円	3183円	3439円	3686円

【居住費、食費】

	介護保険負担限度額認定証なし	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②
居住費	2066円/日	880円/日	880円/日	1370円/日	1370円/日
食費	1445円/日	300円/日	600円/日	1000円/日	1300円/日
一日負担額	3511円	1180円	1480円	2370円	2670円

※介護保険負担限度額の軽減を受けるためには、市町村の窓口に申請し【介護保険負担限度額認定証】の交付を受ける事が必要です

第一段階(本人及び世帯全員が市民税非課税であり、老齢福祉年金の受給者又は生活保護受給者)

※預貯金、有価証券等の合計が1,000万円以下であること(夫婦は合計2,000万円以下)

第二段階(本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円以下)

※預貯金、有価証券等の合計が650万円以下であること(夫婦は合計1,650万円以下)

第三段階①(本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円超120万円以下)

※預貯金、有価証券等の合計が550万円以下であること(夫婦は合計1,550万円以下)

第三段階②(本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える)

※預貯金、有価証券等の合計が500万円以下であること(夫婦は合計1,500万円以下)

食費内訳(朝食335円、昼食630円、夕食480円)

【一日あたり負担目安】

(単位:円)

	介護保険負担限度額認定証なし1割負担	介護保険負担限度額認定証なし2割負担	介護保険負担限度額認定証なし3割負担	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②
要支援1	4,170	4,829	5,488	1,839	2,139	3,029	3,329
要支援2	4,322	5,132	5,943	1,991	2,291	3,181	3,481
要介護1	4,401	5,291	6,181	2,070	2,370	3,260	3,560
要介護2	4,483	5,454	6,425	2,152	2,452	3,342	3,642
要介護3	4,572	5,633	6,694	2,241	2,541	3,431	3,731
要介護4	4,658	5,804	6,950	2,327	2,627	3,517	3,817
要介護5	4,740	5,968	7,197	2,409	2,709	3,599	3,899

※上記金額は、一日あたりの目安を示したものです。小数点以下の端数処理の関係で、差額が生じる場合があります

【その他費用】

送迎加算	片道につき184単位
緊急短期入所受入加算	1日90単位(利用日数:7日、やむを得ない事情がある場合は14日を限度として)
口腔連携強化加算	1回50単位(口腔健康状態の評価を行った上で、連携歯科医療機関への相談及び介護支援専門員への情報提供を行った場合)
長期利用者に対する適正化	要支援1,2の方が30日を超えて利用する場合は、支援1:75/100 支援2:93/100と基本報酬が減額になります。 介護1から5の方が31日~60日連続利用された場合は、30単位減算 60日以降(介護1:670、介護2:740、介護3:815、介護4:886、介護5:955)単位

※該当する項目について日数分が加算されます。

※豊川市は7級地に該当している為、単位数に10.17円を乗じた金額が料金となっています。

その他の主な費用 おやつ代:一日100円、理髪サービス:実費 教養娯楽費:実費